

第8節 欧州

1 全般

冷戦終結後、欧州の多くの国では、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識され、欧州域内やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散といった事態が新たな安全保障上の課題として捉えられてきた。

こうした課題に対処するため、欧州では、北大西洋条

約機構（NATO）（加盟国28か国）や欧州連合（EU）（加盟国27か国）の枠組の強化・拡大を軸とした安全保障環境の安定化が模索されてきており、また、各国においても新たな課題に対処可能な能力の整備が進められている。（図表 I-28-1 参照）

2 安全保障の枠組の強化・拡大

1 紛争予防・危機管理・平和維持機能の強化

(1) 新たな役割に必要な体制の整備

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設された NATOは、冷戦終結以降、活動の重点を紛争予防や危機管理へと移行させている。

こうした変化は99（平成11）年に更新された同盟の戦略概念にも反映され、欧州および周辺地域において民族的・宗教的対立、領土紛争、人権抑圧、国家の解体など多様で予測困難な危険が依然として存在しているとの認識に基づき、中核任務たる集団防衛に加え、紛争予防や危機管理などの任務¹を追加した。

また、NATOが99（同11）年にユーゴ連邦共和国を空爆した際に顕在化した米欧間の能力格差を踏まえ、NATOにおいては、02（同14）年11月にプラハで開催された首脳会議における合意に基づき、機構改革²をはじめとする軍事能力の改革が進められている。

この改革の中で、NATO即応部隊（NRF）の整備が同年より進められ、06（同18）年11月、完全な作戦能力の保有が宣言された。しかし、アフガニスタンなどへの部隊

派遣が拡大・長期化する中で、各国のNRFへの兵力抛出の負担を軽減するため、今後のNRFの形態が検討されている³。

一方、安全保障分野における取組を強化しているEUは、03（同15）年12月、初の安全保障戦略文書「よりよい世界の安定した欧州」を採択し、テロリズムや大量破壊兵器の拡散、地域紛争、国家の破綻、組織犯罪を重大な脅威とし、周辺地域の安定化や多国間協力によりこれらに対処していく方針をまとめた。

昨年12月には、EUは、「軍事能力の強化に関する宣言」を発表した。この文書は、安全保障戦略のこれまでの履行状況を検証した「欧州安全保障戦略の履行に関する報告書「変化する世界における安全の提供」」の関連文書として「国際安全保障の強化に関する声明」とともに発表されたものであり、EUに対して、03（同15）年の安全保障戦略文書に述べられた脅威に対処するための活動に必要な人員、資材、施設を拡充することを求めている。

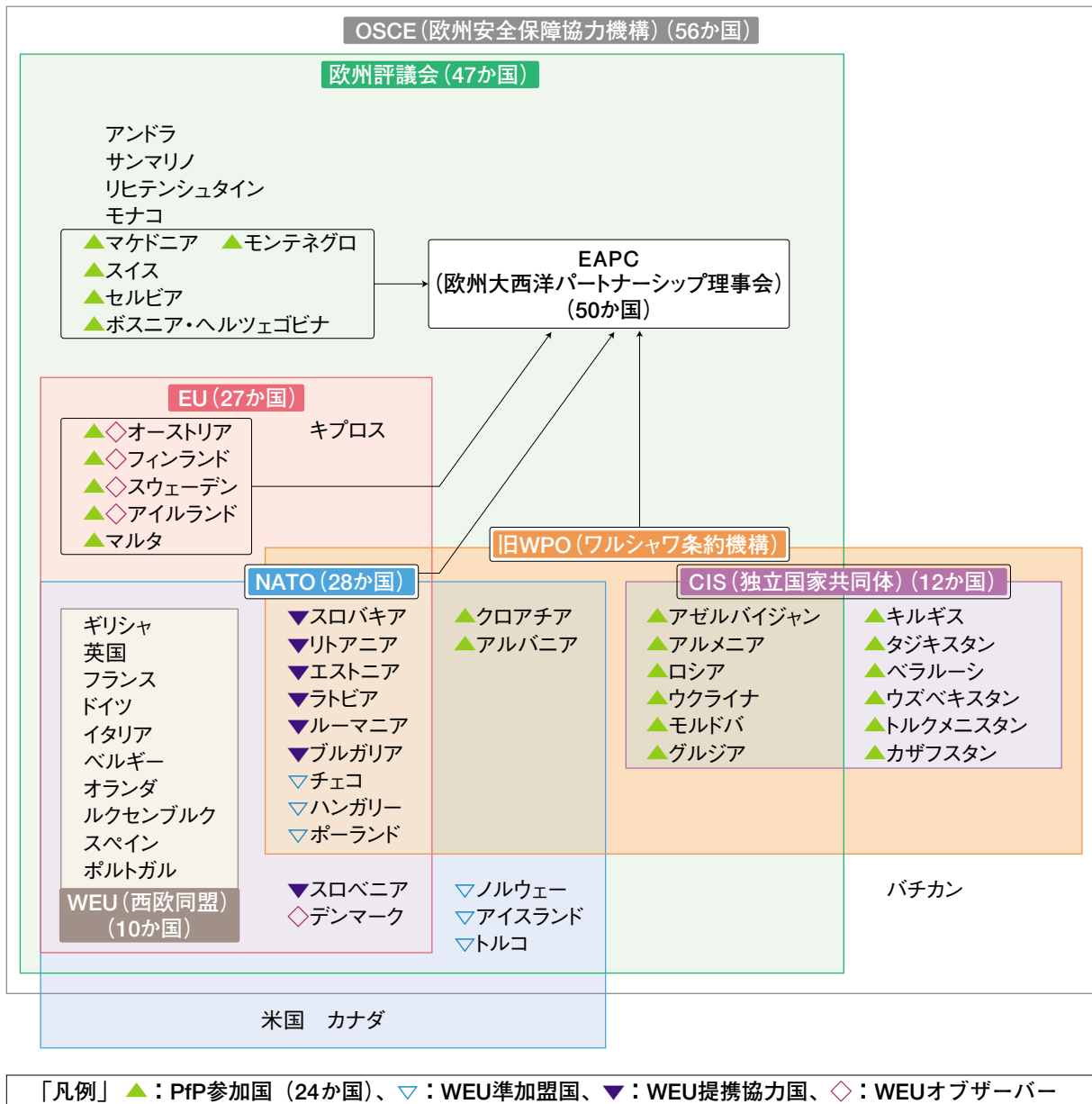
また、EUは、NATOとは異なり、欧州の領土防衛を任務とはしていないものの、NATOが介入しない場合にお

- 1) 北大西洋条約第5条に規定されている集団防衛の任務に対し、紛争予防や危機管理の任務は「非5条任務」と呼ばれる。
- 2) 欧州連合軍および大西洋連合軍の2個作戦戦略軍を単一の軍（作戦連合軍）に統合するとともに、NATO軍事能力の変革および相互運用性の向上を監督する変革連合軍司令部を創設した。
- 3) 本年2月、英国のハットン国防相はNATO非公式国防相理事会で、欧州防衛を目的とする3,000人規模の多国籍部隊を創設する構想を提案した。

いて独自に平和維持などの軍事活動を行うため、NATOとの連携強化を図るとともに必要な体制を整備するための取組を進めてきた。04（同16）年に採択された「ヘッドライン・ゴール2010」⁴において打ち出されたバトルグ

ループ構想に基づき、07（同19）年1月、常時2つのバトルグループが待機する態勢が整備された。また、同年1月、ブリュッセルにEU独自の作戦センターが設置された。

図表 I-2-8-1 欧州の安全保障機構（2009.5月末現在）



(注) WPOの軍事機構は、91年4月をもって解体。WPOの政治機構としての解体も91年7月1日に解体議定書に署名、各国議会の批准後解体

4) 04（平成16）年の首脳会議で採択された軍事能力の整備目標であり、99（同11）年の「ヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール」を更新するもの。

(2) 新たな役割への取組

NATOは、03（同15）年8月よりアフガニスタンにおける国際治安支援部隊（ISAF）を主導して初めて欧州域外での作戦を展開しており、06（同18）年10月には任務地域を同国全域に拡大した。昨年春のNATO首脳会議においてNATOがISAFの任務に最優先で取り組むとしたブカレスト宣言が採択されて以降、カブールの治安権限がアフガニスタンに移譲されるなどの進展がみられるものの、治安維持などにおいて深刻な課題を抱えている。本年4月に行われたNATO首脳会議で採択されたアフガニスタンに関する宣言において、加盟国はアフガニスタン国軍と警察の訓練への支援を充実させること、アフガニスタン大統領選挙に向けた治安の安定化を図るために一時的



パキスタン海軍艦艇とNATO艦艇の共同訓練
〔NATO picture〕

に必要な部隊を派遣すること、パキスタンとアフガニスタンとの関係の緊密化を支援することなどで合意した。

イラクにおいては、04（同16）年6月のNATOイスタンブール首脳会議での合意に基づきイラク治安部隊の訓練を行っており、昨年2月に独立を宣言したコソボにおいても治安維持などの任務を継続している。

また、欧州諸国は、ソマリア沖のアデン湾での海賊対策活動に積極的に関与している。NATOは、昨年および本年、加盟国の海軍から構成される常設海上部隊（SNMG）の艦船をソマリア沖にて海賊対策に従事させた⁵。EUは、昨年12月から初の海上任務となるソマリア沖での海賊対策活動「アタランタ作戦」を行っており、各国は艦船や航空機を派遣している⁶。派遣された艦船や航空機は、国連世界食糧計画（WFP）が契約した船舶への併走および同海域における監視などを行っている⁷。

EUは、03（同15）年、マケドニアにおいて、NATOの装備や能力を使用して⁸、初めて平和維持活動を主導した。また、同年コンゴ民主共和国において、初めて欧州域外で、かつ、NATOの装備や能力を使用せずに平和維持活動を遂行した。04（同16）年12月には、ボスニア・ヘルツェゴビナに展開していたNATO主導の安定化部隊（SFOR）の活動を引き継ぎ⁹、また、昨年1月からチャドおよび中央アフリカへ部隊を派遣¹⁰するなど、危機管理・治安維持の分野における活動¹¹に積極的に取り組んでいる。

（図表 I-282 参照）

- 5) 昨年10月から12月まで派遣されたSNMG 2には、英国、イタリア、トルコ、ギリシアの艦船が参加した。また、東南アジア・オーストラリア訪問を行うSNMG 1所属の艦船（米、オランダ、スペイン、ポルトガルなど）が、3月末からの一定期間および6月末からの一定期間、海賊対策を行う予定である。
- 6) 本年3月の時点でアタランタ作戦には英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ギリシアの艦船などが参加している。
- 7) このほか、連合海上部隊（CMF：Combined Maritime Force）の下で本年1月に設置された海賊対策のための多国籍の任務部隊であるCTF-151にデンマークなどが参加している。
- 8) 96（平成8）年6月のベルリンNATO閣僚会合では、西欧同盟（WEU：Western European Union）主導のオペレーションにおいて、NATOの資産・能力の使用を認める決定がなされた。その後、WEUの役割と任務の大半がEUに移譲されることになったため、99（同11）年4月のワシントンNATO首脳会合では、改めてEUに対してNATOの資産・能力の使用を認める決定がなされた。この決定をベルリン・プラスと言う。02（同14）年12月にはNATO・EU間で上記決定に関する恒久的な取極めが成立した。
- 9) 昨年11月のEU外相、国防相理事会において、政治的影響を考慮する必要があるもののボスニア・ヘルツェゴビナにおける作戦は軍事的には最終段階にあるとされた。
- 10) 本年3月には、チャド・中央アフリカの任務はEUチャド・中央アフリカ共和国ミッション（EUFOR TCHAD RCA）から国連中央アフリカ・チャドミッション（MINURCAT）に移管された。
- 11) 「ペータースベルグ任務」と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘部隊任務からなる。

図表 I-2-8-2
NATOおよびEUにおける能力整備の動向

	NATO即応部隊 (NRF)	EUバトルグループ (戦闘群)
任務	全世界のあらゆる事態に迅速に対応	NATOが介入しない場合にEUが主導する平和維持任務等に対応
編成	<ul style="list-style-type: none"> 旅団規模の陸上部隊(約4,000名)を中核として、海・空部隊および専門部隊から編成される常設の統合部隊 兵力規模：約25,000名 	<ul style="list-style-type: none"> 1,500名規模の部隊を13個編成。そのうち2個部隊が同時に緊急展開可能
能力	<ul style="list-style-type: none"> 発令後5日以内に展開開始 30日間継続して行動 	<ul style="list-style-type: none"> 発令後5日以内に展開開始し、15日以内に展開可能 30日間継続して行動
運用	<ul style="list-style-type: none"> 1年間(陸上部隊の場合、訓練半年、待機半年)のローテーション 初期投入部隊としての運用を基本 任務に応じた分割運用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 一国または多国籍の枠組でローテーションにより編成・待機
整備	<ul style="list-style-type: none"> 02年11月構想 03年10月プロトタイプ部隊編成 04年10月、初期の作戦能力保有 06年11月、完全な作戦能力を達成 	<ul style="list-style-type: none"> 04年6月構想 07年1月、完全な作戦能力を達成

(3) 欧州の武器輸出の基準について

昨年12月、EU外相理事会は、EU加盟国の武器輸出関連法に基づく輸出認可を行うにあたっての新しい共通基盤となる「軍事技術・装備品の輸出管理を規制する共通規則を定義する理事会共通姿勢」(EU共通姿勢)を採択し

た。従来の「武器輸出に関するEU行動規範」(EU行動規範)と異なり、EU共通姿勢は法的に拘束力のある性格を有しており、加盟国により厳格な措置を求めている。

2 安全保障の枠組の地理的拡大とパートナーシップ

NATOは、地域全体の安定を目的として、冷戦終結後いわば安全保障上の空白地帯となった中・東欧地域への拡大を継続してきた¹²⁾。現在では、中・東欧諸国のほとんどがNATOに加盟するに至っており、NATO拡大に一貫して反対の姿勢を示してきたロシアとも国境を接している。

NATOは、同時に、NATO非加盟国とのパートナーシップ政策を発展させてきた。たとえば、NATO非加盟の欧州諸国との信頼醸成や相互運用性の向上を目指す「平和のためのパートナーシップ」(PfP)¹³⁾、地中海地域の安定を目指す地中海ダイアログ(MD)¹⁴⁾などが創設されている。

また、域外での活動を念頭に、NATOはオーストラリアや日本などコンタクト国¹⁵⁾と呼ばれる各国との関係を強化している。

NATOとロシアの関係では、9.11テロ以降、安全保障に関する共通の課題に対処する必要性から、02(同14)年、NATO・ロシア理事会(NRC)が設立され、テロに対する取組、軍備管理、戦域ミサイル防衛などの分野で対話や協力の模索が続けられている。昨年8月のグルジア紛争を受けて、NATO・ロシア間の対話は一時凍結されたものの、同年12月のNATO外相会議においては、ロシアとの対話を再開することで合意した。本年のNATO首脳会議においては、閣僚級を含む正式なNRCの再開が合意された。

12) 最近では、04(平成16)年3月に中・東欧の4か国およびバルト3国(ルーマニア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、ブルガリア、スロバキア)、本年4月にアルバニアとクロアチアが加盟した。また、同年12月のNATO外相理事会は、グルジアと、ウクライナに対して、加盟に向けて政治、軍事など各分野での改革を加速させるよう呼びかけた。

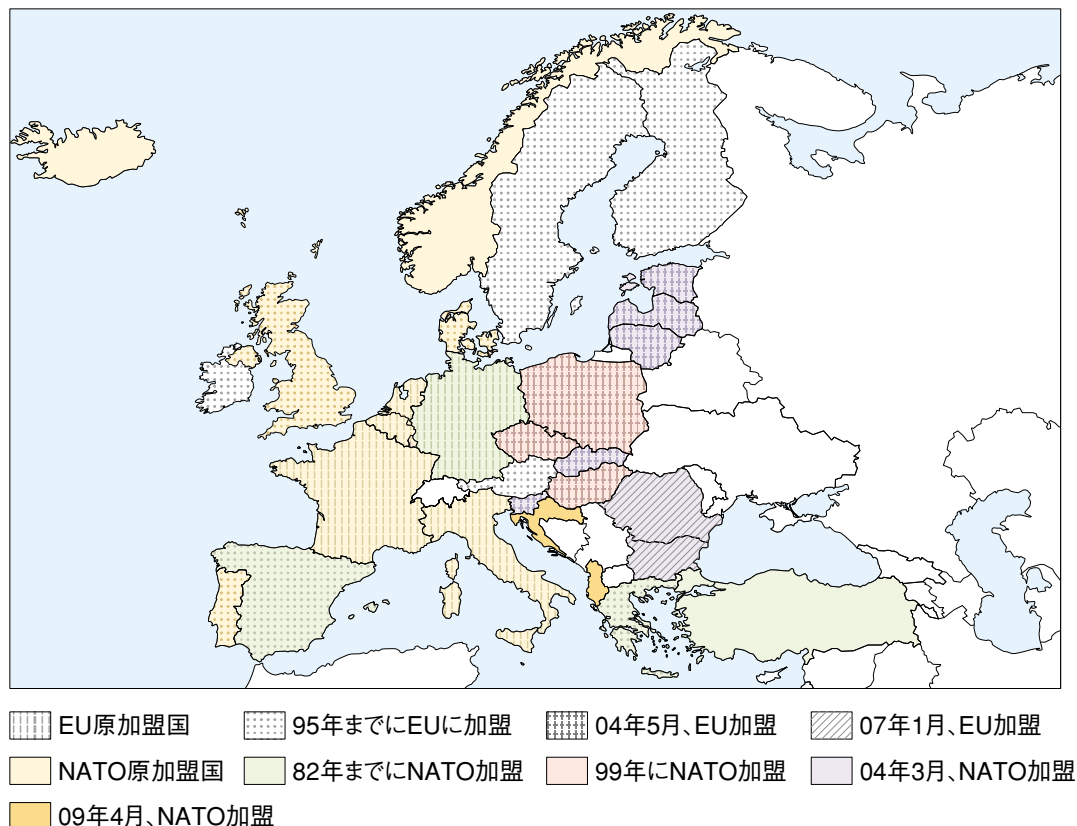
13) 94(平成6)年に創設され、NATOと中・東欧諸国をはじめとするNATO非加盟の欧州安全保障協力機構(OSCE: Organization for Security and Co-operation in Europe)諸国が個別に協力協定を締結している。

14) 94(平成6)年に創設され、現在7か国(アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、モーリタニア、モロッコ、チュニジア)が参加する。政治的対話や、NATO関連活動への地中海諸国の参加を通して、地中海地域の安定を目指している。

15) コンタクト国の名称は04(平成16)年にイスタンブールで行われたNATO首脳会議以降使われており、共通の関心を有する各国とのケース・バイ・ケースでのパートナーシップを推進している。

EUについても、04（同16）年にポーランドやチェコなど10か国が加盟し、07（同19）年1月にはブルガリアおよびルーマニアが加盟するなど、中・東欧に加盟国を拡大している。
（図表 I-2-8-3 参照）

図表 I-2-8-3 NATOとEU加盟国の拡大状況



3 多様な事態への対応能力を確保するための各国の努力

各国は、冷戦終結以降、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たな脅威を念頭に、軍隊の任務について国土防衛以外の任務を重視するようになり、防衛力の整備においても、NATOなどにおける役割を考慮しつつ、海外展開のための輸送能力の強化などに努めてきた。また、多くの国は、軍事力の量的な削減や合理化を進めると同時に近代化を進めており、国防費増加の努力もみられる。

1 英国

英国は、冷戦終結以降、英国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、新たな脅威に対処するための能力向上を主眼として軍改革を進めてきた。特に、国際テロや大量破壊兵器の拡散を大きな脅威として位置づけ、海外展開能力の強化や即応性の向上などを図ってきた¹⁾。

1) 03（平成15）年12月に刊行された「変動する世界における安全保障」と題する白書は、国際テロおよび大量破壊兵器の拡散への対処においては、より迅速でより遠方への戦力の投入が要求されるとして、長期の平和維持作戦1つを含む最大3つの作戦を同時に遂行できる防衛力の整備を目標としている。

昨年3月に公表された英国初の「国家安全保障戦略」は、国家安全保障を個々の市民への脅威も含むものとしてとらえ、テロや大量破壊兵器の拡散に加え、国境を越えた犯罪、感染症、洪水などを脅威として挙げた。さらに、そのような脅威の要因となる気候変動、エネルギー需要の高まり、貧困などを指摘し、これらの多様で相互に関連する脅威やリスクに対し、軍や警察のみならず民間部門や地方政府などとも協力しつつ、国連、EUおよびNATOを通じた多国間のアプローチにより、早期の段階で、対処することとしている。

この中で、国家に起因する軍事的脅威については、予見可能な将来において存在しないとする従来の評価を確認した上で²、国際安全保障環境はより複雑で予測不可能になっており、長期的に見れば国家に起因する脅威が再度生起する可能性は低いながらも排除できないとし、強力な防衛能力を維持する方針を示している³。具体的には、戦略輸送、支援ヘリコプター、装甲車両など現在行われている作戦を支援するための調達に今後も重点を置きながらも、同時に、空母、防空能力、対潜能力など、ゼロからの再構築が難しく、英国の安全を守る幅広い能力に長期的に投資することを課題としている。また、核抑止力については、06（平成18）年12月の「英国の核抑止に関する将来」と題する白書において決定しているとおり、20年代以降も潜水艦発射弾道ミサイルに基づく独自の核抑止力を維持することとしている⁴。

このような軍の能力は、英国の将来の安全を保障すると同時に、平和維持などの国際的な取組への貢献を可能とし、国際安全保障環境にも寄与するものとしている。

2 ドイツ

06（同18）年10月に12年ぶりに発行された「国防白書」において、ドイツは、連邦軍の中心任務は引き続き伝統的意味における自国防衛および集団防衛であるが、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威が拡大している現状を踏まえ、国際テロとの闘いを含めた紛争予防および危機管理が最も生起する可能性の高い任務であるとしている。

ドイツは、連邦軍の能力を上記の任務に適合させるため、戦略輸送能力、世界規模での偵察能力、効率的で相互運用性の高い指揮能力などの強化に資源を重点配分することとしており、具体的には、A-400M輸送機の導入計画が進められているほか、5機の合成開口レーダー搭載衛星SAR-LUPEを昨年7月までに打上げ完了している。また、軍を介入部隊、安定化部隊、支援部隊という3つの機能別の統合部隊へ再編する⁵ほか、人員の削減、国内駐屯地・施設の再配置などに取り組んでいる。

3 フランス

フランスは昨年6月に発表した「国防白書」において、大規模テロやミサイルといった直接の脅威に加え、サイバー攻撃から環境危機に及ぶリスクを挙げ、両者はグローバルバリエーションにより相互に連結するようになり、国内外の安全の連続性が戦略的重要性を帯びるようになったとした。

フランスと欧州の安定に影響を与える地域としては、大西洋からインド洋に至る地域、サハラ砂漠以南のアフリカ地域、欧州大陸では特にロシアとの関係構築およびバルカン地域の安定化、さらには重要性を増しつつあるアジアを挙げている。国家安全保障戦略の五本柱として、不

- 2) 98（平成10）年の「戦略防衛見直し」（SDR：Strategic Defence Review）は、英国に対する直接の軍事的脅威は存在せず、そのような脅威が再度生起することも予見できなかつた。
- 3) 03（平成15）年12月の「変動する世界における安全保障」は、英国や同盟国への直接的な伝統的戦略的脅威の再出現に備える能力を持つ必要はもはやないとしていた。
- 4) 現在運用中のヴァンガード級原子力潜水艦の退役が2020年代初期に始まると見込まれることから、英政府は核抑止力を維持し続けるかについての検討を行い、その結果として本白書を発表。昨年3月、下院において本白書の方針を支持する政府提出動議が可決された。
- 5) 介入部隊は、最新の装備を有する即応部隊であり、NATO即応部隊やEUバトルグループの作戦など多国間で実施される高強度の作戦において、軍事的によく組織された敵に対応し、平和安定化作戦の実施基盤を整える。安定化部隊は、低・中強度の比較的長期間にわたる作戦において、軍事的にある程度組織された敵に対応し、平和安定化作戦を遂行する。支援部隊は、指揮組織や教育訓練組織の運営を行うなど、介入部隊と安定化部隊の作戦準備および作戦遂行をドイツ国内や作戦地域で支援する。

確実・不安定な現在においては情勢の的確な認識・予測を基礎に、予防、核抑止⁶、防護、海外介入を挙げ、これらの機能を強化し、柔軟に組み合わせながら今後15年間の戦略環境の変化に対応していくとした。

対外関係に関してはEUの安全保障面での強化と対北米関係の刷新をかけた、軍事機構脱退以降の情勢変化、と

りわけEUとNATOが補完関係にあることを踏まえ、本年4月、NATOの統合軍事機構へ復帰した⁷。

軍事力の整備については、人員の削減や基地の整理統合を進めつつ防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化と将来に備えた装備の近代化を進めるとしている。

-
- 6) 昨年3月の弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN：Ballistic Missile Submarine Nuclear-Powered）「ル・テリブル」の進水式で、サルコジ大統領は、核戦力について、核拡散などのリスクが存在する中で死活的利益を侵す国家からの攻撃に対してフランスを究極的に守るものであり、潜水艦発射型と航空機発射型の双方を維持することが不可欠であるとの見解を示した。同時に、航空機発射型核戦力の3分の1を削減することを決定したと発表し、これによりフランスの保有する核弾頭数は300以下となるとした。本年2月3日から4日にかけて、大西洋上でフランスのSSBN「ル・トリオフアン」と英国のSSBN「ヴァンガード」が5～8ノットの速力で正面衝突した。「ル・トリオフアン」はソナーおよび潜舵を大きく損傷したとみられ、フランスはミサイル搭載原潜を常時1隻哨戒任務につけるという作戦目標が達成困難となっているとみられる。
- 7) 本年3月17日、フランス下院はNATO統合軍事機構への復帰を表明するという政府の外交政策を投票による採決で信任し、フランス政府は、本年4月のNATO首脳会議においてNATOの統合軍事機構に参加することを表明する一方で、サルコジ大統領は本年3月に行った演説の中で、独立した核抑止力を保持していくと表明した。